

議案第 8 号

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例

川崎市障害者就労支援施設条例（昭和 36 年川崎市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

川崎市わーくす日進町	川崎市川崎区日進町 5 番地 1
------------	------------------

」

を

「

川崎市わーくす日進町	川崎市川崎区堤根 34 番地 15
------------	-------------------

」

に改める。

第 3 条第 1 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「（第 6 条において「就労移行支援」という。）」を削る。

第 6 条中「就労移行支援に関する業務その他の」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条第1号及び第6条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(川崎市福祉センター条例の一部改正)

- 2 川崎市福祉センター条例（昭和49年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 削除

第4条第1項第3号を次のように改める。

(3) 削除

第5条第3号を次のように改める。

(3) 削除

参考資料

制 定 要 旨

わーくす日進町を移転し、及び障害者自立支援法の一部改正に伴う所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。